

森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため宅地造成した町有地を貸し出します。

■募集する住宅用地

周防大島町森地区(旧東和庁舎跡地) 5区画のうち1区画

区画⑤(213・33㎡)

※区画①、②、③、④については成約済みです。



■貸付期間

10年(10年経過後は無償譲渡いたします)

■貸付料

5500円/月額

■応募ができる方

現に生活の基盤が周防大島町にある方または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする方で、概ね45歳以下の1世帯2人以上(同居予定の単身者を含む)の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる方。

■応募期間

5月17日(火)～6月30日(木)

※応募がない場合は、随時募集を行います

■選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。

■申し込み方法

次の書類を空家定住対策課に提出してください。

・若者定住促進住宅用地貸付申請書

・確約書(用地借受後、1年以内に住宅建築の着手を確約する旨の書類)

・同居誓約書(住宅完成後1年以内に同居予定者と同居することを誓約できる単身者に限る)

・所得を証明する書類(同居しようとする者を含む)

・住民票の写し(同居しようとする者を含む)

・直近の納税証明書・滞納のない証明(同居しようとする者を含む)

応募書類は空家定住対策課に備え付けています。または町ホームページからダウンロードできます。

提出書類は郵送または直接お届けください。返却はいたしません。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192
周防大島町小松126-2

空家定住対策課
☎0820(74)1033

空家を貸し出しませんか？

「周防大島町に住みたい」「空家を紹介してほしい」といった相談を多くいただいています。

使っていない空家を「空家バンク」に登録し、貸し出しすることにより、家賃収入を得たり、家屋の老朽化を遅らせたりすることができます。

「空家バンク」への登録の条件は、「すぐに暮らせる状態の家であること」、「家財などがいないこと」です。リフォームのための助成制度もありますので、まずはご相談ください。

町では、「空家バンク制度」を行っていますが、令和4年度から制度の拡充を図るため、賃貸物件に加え、売買物件の取り扱いも行行うことになりました。

また、「空家バンク」の新規登録の促進を図るため、自治会と連携して「空家バンク」への登録につなげる取り組みも行っています。(紹介物件が「空家バンク」登録に至った場合、1件あたり2万円の報償費を自治会にお支払いいたします)

【空家リフォーム助成事業】

空家バンク登録物件のリフォーム費用の一部や家財処分費用を助成する制度です。助成を受けた場合、空家バンクに5年間登録をいただく必要があります。

貸主に対する助成

- ・リフォーム助成率2分の1(助成上限額20万円)
家の機能向上のための改修費用(床・屋根などの修理、水回りの修理など)
- ・家財処分助成率2分の1(助成上限額20万円)
布団や家具などの不要物の処分費用(※令和4年度から助成を拡充しました)

借主に対する助成

- ・DIYリフォーム助成率2分の1(助成上限額15万円)
自らが行うDIYにかかる原材料費

■問い合わせ

空家定住対策課 ☎0820(74)1033